

道路交通法等の一部改正

妨害運転に対する罰則が創設されました！

令和2年6月30日施行

妨害運転に対する罰則の創設

- 他の車両等の通行を妨害する目的で、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法で一定の違反(※)をした場合(「妨害運転(交通の危険のおそれ)」)

✓ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 上記の罪を犯し、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合(「妨害運転(著しい交通の危険)」)

✓ 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※一定の違反

- ・ 通行区分違反
- ・ 車間距離保持義務違反
- ・ 追越し違反
- ・ 警音器使用制限違反
- ・ 高速自動車国道最低速度違反
- ・ 急ブレーキ禁止違反
- ・ 進路変更禁止違反
- ・ 減光等義務違反
- ・ 安全運転義務違反
- ・ 高速自動車国道等駐停車違反

その他の規定の整備

- 公安委員会は、運転免許を受けた者が妨害運転(著しい交通の危険)をしたときは、その者の運転免許を取り消すことができるとともに、3年以上10年を超えない範囲内で欠格期間を指定できることとなりました。
- 妨害運転(著しい交通の危険)を行い、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合、仮停止の対象としました。
- 妨害運転に付する基礎点数について、
 - ・ 妨害運転(交通の危険のおそれ)を一般違反行為とし、基礎点数25点を付する
 - ・ 妨害運転(著しい交通の危険)を特定違反行為とし、基礎点数35点を付することとしました。
- 重大違反唆し等の対象となる重大違反に、妨害運転(著しい交通の危険)及び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとしました。
- 仮運転免許の取消処分の対象となる違反に、妨害運転(著しい交通の危険)及び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとしました。
- 自転車運転者講習の対象となる危険行為に、妨害運転(著しい交通の危険)及び妨害運転(交通の危険のおそれ)を追加することとしました。
- 安全運転管理者等の欠格事由に、妨害運転に係る罪を追加することとしました。